

平成29年度第2回箕面市個人情報保護制度運営審議会 議事録

日時：平成29年6月9日（金）

午前9時30分～10時15分

場所：本館2階 特別会議室

日程第1 諮問事項について

(1)箕面市環境保全条例(平成9年箕面市条例第21号)第44条の規定による適正に管理されていない空き地の所有者等に対する指導について

【担当:みどりまちづくり部 環境動物室】

【概要】

適正に管理されていない空き地の所有者に対して、市が環境保全条例に基づく指導を行うにあたり、担当である環境動物室では分からない空き地所有者の連絡先について、固定資産税室が保有する「納税通知書等の送付先」情報を目的外利用しようとするもの。

なお、本目的外利用の対象者は、環境動物室が、不動産登記、住民票、戸籍等他の取り得る手段により確認したにもかかわらず、所有者の現住所が把握できなかった者のみである。

【質疑応答】

委：空き地ではなく、空き家が放置されればどうなるのか。

市：空き家については、近年、空き家等対策の推進に関する特別措置法（以下「空き家対策特措法」という。）が制定され、市町村は空き家所有者の固定資産税に関する情報について目的外利用することができる旨が規定されている。

委：所有者が管理を怠っているとみなす基準や、放置されている期間に定めはあるのか。

市：近隣からの苦情を受け、市が現場を確認する。周辺の衛生状況が損なわれていると判断すれば、空き地所有者に改善するよう指導する。

委：罰則規定はあるのか。

市：ない。

委：突然、環境動物室から指導の通知が来れば、所有者は自分の情報をなぜ知られているのかと不安になると思う。所有者には、目的外利用したことについて丁寧に伝える必要がある。

市：審議会で本件が了承されれば、個人情報保護条例第10条第1項第7号に

基づき、目的外利用することになる。その場合、同条第2項で目的外利用した際には相手方（この場合、固定資産税室）、その理由及び利用した保有個人情報の項目について公示することになっている。

委：本件は現住所不明となっている者1件の目的外利用について諮問しているのか。それとも、今後、不動産登記で調べても現住所が分からない者についても同様の方法で目的外利用することを諮問しているのか。諮問資料には明確に書かれていない。

市：後者について諮問している。議事録にその旨を残しておく。

委：空き家対策特措法が空き地は対象としていないのは、なにか理由があるのか。

市：空き家については、最近になって特に問題視され制定に至ったものと思われる。環境保全条例は空き家対策特措法が制定される前から、市独自で制定したものである。

委：空き家については、空き家対策特措法により目的外利用が認められていることを踏まえると、空き地についても、環境保全条例で目的外利用できる規定を追加することが本筋ではないか。

市：雑草の繁茂は今後、梅雨明けからお盆にかけて問題化するため、それまでに所有者に指導していきたいと考えている。条例改正は時間を要するうえ、他市でも個人情報保護審議会等に諮問することにより目的外利用していることから、本市でも同様の手続きをとることとした。

今後、国が空き地についても規定する流れになれば、それに従っていく。

【答申】

衛生上問題のある土地を改善するための目的外利用であり、公益上必要であると思われる。よって、「適切である」と答申する。

日程第2 その他

今回は平成29年7月14日（金）に開催予定である。開催の有無は2週間前までにメール又は電話で連絡する旨を確認した。

また、8月の定例開催日は祝日にあたるため、開催する場合は事前に日程調整のうえ決定する旨を確認した。